

保有個人情報管理規定

平成17年1月1日

(目的)

第1条 この規定は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)の趣旨に基づき、公益財団法人平山郁夫シルクロード美術館(以下「財団」という)における個人情報の適切な管理に関する基本的事項を定め、財団の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 二 「保有個人情報」とは、財団の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、財団の役員又は職員が組織的に利用するものとして、財団が保有しているものをいう。

(管理体制)

第3条 財団の事務局及び美術館に個人情報保護担当者(以下「保護担当者」という。)を置き、事務局長がその統括責任者となる。

- 2 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規定等の定め並びに保護管理者、保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(個人情報の保有の制限等)

第4条 個人情報の保有は、財団の事業計画の定める事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用に目的をできる限り限定しなければならない。

- 2 前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲内を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 本人から直接書面に依るほか電子方式、磁気的方式によって記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 二 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 三 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 2 前項により利用目的を明示する場合において、必要があると認められるときは次に掲げる事項を併せて明示するものとする。
 - 一 個人情報の取扱いの担当者又はその代理人の氏名、職名、所属及び連絡先。
 - 二 個人情報の提供を行うことが予定される場合には、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類及び属性。
 - 三 個人情報の委託を行うことが予定される場合にはその旨。
 - 四 本人が個人情報を届出ることの任意性及び当該情報を届出ない場合に本人に生じる結果。

- 3 個人情報、次に掲げる場合を除き、本人から直接取得するものとする。
 - 一 本人に同意があるとき。
 - 二 法令等に定めがあるとき。
 - 三 出版、報道により公にされているとき。
 - 四 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要なとき。
 - 五 住所不明等により、本人から取得できないとき。
 - 六 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、本人権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(適正な取得)

第6条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第7条 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

- 2 利用目的の達成のために必要と認められるときは、保有個人情報の正確性を確保するための措置を講じるものとする。

(安全確保の措置)

第8条 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、財団から個人情報の取り扱いの委託を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。
- 3 保有個人情報の適切な管理のために必要と認められるときは、個人情報の利用者、保管管理の方法、廃棄方法等に制限を設ける事。合理的な安全対策を講じるものとする。

(従事者の義務)

第9条 財団の職員若しくは役員及びその職にあったものは業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第10条 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の利権利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。
 - 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
 - 三 学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための財団の内部における利用を特定の役員又は職員に限られなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成と管理)

第11条 財団は個人情報ファイル簿を作成して公表するものとする。

(苦情処理)

第12条 財団は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下単に「苦情」という。）の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 財団は、苦情の相談の受付等を行う窓口を事務局に設けるものとする。
- 3 苦情を受付けたときは、事務局は苦情に関する当該個人の情報の取扱いの状況等を迅速に調査して、その適切な措置について保護管理者に協議しなければならない。
- 4 苦情の処理は、個人情報統括責任者のもとで行うものとする。
- 5 苦情の処理結果は、必要と認めるときは苦情を申し出た者に書面で通知するものとする。

(規定の施行状況の調査)

第13条 監事は個人情報保護管理者の統括責任者に対して、この規定の施行の状況の報告を求めものとする。

- 2 個人情報保護管理統括責任者は、この規定の施行の状況に対して、是正が必要であると認めるときは、是正の措置を講ずるものとする。

(規定の細目及び運用)

第14条 この規定の実施に必要な事項は、美術館長が別に定める。

附則

この規定は、平成17年1月1日から施行する。

平成22年7月1日改訂